

第6章 災害復旧計画

第1節 災害原因調査計画

特定事業所に係る被害について、過去の事例を根拠として原因を分析すると次表に示す結果となる。

特別防災区域に係る災害が発生した場合の災害原因調査については、関係行政機関の調査によるほか、必要に応じ、事業者による事故調査委員会等に関係機関が積極的に参加し、関係機関が連携して、事故原因の究明及び類似災害の防止対策を推進する。特に、地域周辺の住民に対し甚大な被害を及ぼすこととなった災害若しくは、応急処置如何では多大な影響を他に及ぼすおそれのある災害については、今後の安全の確保のため、広島県又は山口県石油コンビナート等防災本部に防災関係機関及び学識経験者より構成される災害調査部会を設置し、徹底的な原因究明を行い、類似災害の再発防止に資するよう努めるものとする。

直接原因			間接原因
物的		人的	
材料欠陥	粉塵摩擦	粗暴・落下・衝突	材料不備
溶接欠陥	自然発火	内圧機器の加工・加熱	構造不備
熱処理の欠陥	安全弁口径不足	弁開閉の誤り	工作不備
溶接熱処理以外の欠陥	破損（衝撃除く）	ガスの放出・漏洩	検査不備
腐 蝕	火気（炎）	火気取扱の誤り	保全・点検不良
疲 労	〃（衝撃）	思い違いによる過圧の発生	作業方法不良
残留応力	〃（電気）	貯蔵方法不良	取扱方法不良
低 温	静 電 気	貯蔵場所不良	知識欠如
低温脆性	通風不良	運搬方法不良	誤 解
クリープ	大量蓄積	標示・色別不良	軽 視
肉厚不足	服装不適	清掃不良	訓練未熟
形状不適	表示不良	監督なし	悪 習 慣
肉厚形状以外設計不適	運転不調	無 警 告	経験不足（無経験）
締付不良	混合貯蔵	警戒誤認	防護方法不足
嵌合不良		遮断不完全	整理整頓不良
パッキン材質寸法等不適		タンク・ピット・マンホールの立入り	連絡不充分
振 動		噴出方法不良	危険場所立入
衝 撃		飛来個所立入り	精神、身体、不適
温度変化		懸垂物の下立入り	保全点検制度の不備
爆発混合ガス生成		運転中の機械手入れ	管理組織不備
		注油、修理不良	
過剰充填		保護具の誤用	対策実施不備
水分混入		器具の誤用	安全教育不備
重 合		防護設備の破壊	人事管理不備
分 解		不完全な姿勢、速度	
急激分散		悪 戯	

第2節 改 善 計 画

前節における当該事業所に対する改善指示については、関係行政機関は相互に密接な連携を保ちながら、部会の原因究明結果及び必要に応じ同部会の諮問内容を勘案した改善指示についての適切な措置を所管法令に基づき行うものとする。なお、再開に当たって、改善計画書及び改善報告書等を提出させ、関係機関合同による立入検査を行う等により改善内容を確認した後、必要に応じ、使用停止命令の解除等の行政措置を行うものとする。

第3節 災害予防計画及び災害応急対策計画の見直し強化

防災本部は、特別防災区域に係る災害が発生した場合には、その都度、災害における課題を踏まえ、類似災害の発生及び拡大の防止を図る観点から、第4章（災害予防計画）及び前章（災害応急対策計画）を見直し、必要に応じ計画の強化を図るものとする。

第4節 公共施設の災害復旧計画

公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、特別防災区域に係る公共施設が被災した場合、単に原形復旧にとどまらず、被害の再発生を防止するために必要な施設の新設、又は改良を積極的に行うとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮するものとする。

- 1 地震、津波、台風その他の異常な自然現象により、特別防災区域内の道路、港湾等の公共土木施設及び街路、都市排水施設等の都市施設が被災した場合、管理者は公共土木施設災害復旧事業及び都市災害復旧事業等により災害復旧を行うものとする。
- 2 地震、津波、台風その他の異常な自然現象以外の原因により、公共土木施設及び都市施設が被災した場合、管理者は原因者に必要な復旧を行わせるものとする。